



- 供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまたその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
- ウ、本項②の②のアのa、dにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の請求に応じてお客様の負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- エ、当社が本項②の②のアの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様の既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

## 16. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1) 当社は、「第13項の2(3)5の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前15項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

- (2) 本項(1)の規定は、第19項（当社の責任）又は第21項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 17. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 18. 添乗員

- (1) 添乗員の有無はパンフレットに明示いたします。
- (2) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑にするための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- (3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。
- (4) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

## 19. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が次に例示する事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
①心臓疾患、戦傷、感染症、脳血管障害又はこれらに類する旅行日程の変更もしくは旅行の中止を連発、宿泊機関等の事故、火災、および発生する損害③運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらに類するために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒の盗難⑦運送機関の遅延、不遇、スケジュール変更、経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して発生した本項(1)の場合に限って、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が旅行賠償額は①1人あたり最高15万円まで（当社に故意又は重大な過失を損害を賠償しません。）といたします。
- (4) 航空運送約款または航空会社の定めにより円滑に実施できない複数の予約（重複予約）をお持ちの場合、航空会社で予約が取り消された場合も当社は責任を負いません。

## 20. 特別補償

- (1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるかを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然大きな外來の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきまたは死亡補償金（2500万円）、後遺障害補償金（2500万円を上限）、入院見舞金（4万円～40万円）及び通院見舞金（2万円～10万円）を、また手荷物に対する損害につきまたは損害賠償金（手荷物1個又は1つあたり10万円を上限）、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。）を支払います。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した範囲に限り、当該募集型企画旅行の全額を支払います。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、痴病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスライドイン、ハンダグライダー搭載、超軽運動力機（モーターハンダグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭載、ジャイロコントロール搭載その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行行程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社は、証券、有価証券の発行事業の損害を賠償しません。また、免許証・運転免許証、預金証書、貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象外品については、損害補償金を支払いません。
- (5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

## 21. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないものとします。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当社旅行サービス提供機関又はお申込日に申し出なければならないとします。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これらお客様の責任に帰すべき事由によるときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないとします。

## 22. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オプショナルツアー」といいます。）の第1項①（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプショナルツアーは、パンフレット「企画書」当社」と明示します。
- (2) オプションツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプショナルツアー参加中のお客様に発生した第20項（特別補償）で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払いません（但し、当該オプショナルツアーのご利用日ご主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。）。また、当該オプショナルツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法令に拠ります。
- (3) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用しませんが（但し、当該オプショナルツアーのご利用日ご主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。）、それ以外の責任を負いません。

## 23. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。）、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更によって当社に第19項(1)の規定に基づき責任が発生することが明らかな場合には、変更したものとせず、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋不足が他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）
- ア、旅行日程に支障をきたす悪天候、天災地変、イ、戦乱、ウ、暴動、工、官公署の命令、オ、欠航、不遇、休業等運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、ラ、運送、運送スケジュールの変更等当初の運行計画に よらない運送サービス、ホ、旅行参加者の生命又は身体の変確保のため必要な措置
- ②第13項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けなくなった場合は、旅行中にお客様旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

- (3) 当社はおお客様の同意を得て金銭による変更補償金、損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	1.0%	2.0%
④パンフレット又は確定書面に記載した運輸機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%

⑧パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨①②③④⑤⑥⑦に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。注2：⑧に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。注3：1件とは、運送機関の場合1乗車船席、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項につき1件とします。注4：④⑦⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊中の複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。注5：③に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。注6：④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送、宿泊機関そのもの変更に伴うものをいいます。注7：④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。

但し旅行JTBにお申込みいただいたお客様については別途、特約を設定させていただいております。詳しくはパンフレットでご確認ください。

## 24. 通信契約による旅行条件

当社らは、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）、のカード会員（以下「会員」といいます。）、の「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）」を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

（受託旅行者による当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行者により異なります。）

- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく支払い債務を支払う旅行代金等の支払いをいいます。
- (2) 申し込みの際に「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、当社らが行方予約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知したときは、当社らに通知を発した時に成立し、当社らにメール等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するとします。
- (4) 当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第15項に定める取消料」の支払いを受けず、この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- (5) 契約解除の理由が「出がけ」または「申し出」の場合は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出の日から起算して7日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は30日以内）をカード利用日として払い戻します。
- (6) 与信等の理由により会員のお申し込みのクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第15項(1)の①②の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

## 25. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発表されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ」：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）でもご確認ください。

## 26. 保健衛生について

ご旅行中、病状、けがが発生した場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを保険するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

## 27. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病状、けがが発生した場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを保険するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

## 28. 個人情報取扱い

- (1) 当社らは、旅行申込みの受付で選択し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取扱いたします。お客様が当社にご提供いただいた個人情報項目を各自で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の情報を提供いただけない場合であっても、お客様の連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きがされない場合、お客様の申込、ご依頼をお引受できないこととなります。
- (2) 当社らは、「受託販売欄」に記載された（総合）旅行業者取扱管理者がお客様の個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- (3) 当社らは、前項により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用し、また、お申込みいただいたパンフレットに記載された運送、宿泊施設等及び保険会社、手配代行者に対し、電子的方法等で送付することにより提供いたします。
- (4) 当社らは、①当社ら及び当社らの提供した企業の商品やサービス、キャンペーンの企画内容の旅行参加者のご意見やご感想の提供のお願い②アンケートのお願い③特典サービスの提供④統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (5) 当社は、旅行添乗業務、空港等で当該ツアー業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社が当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。
- (6) 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれ企業の営業理念、お客様の申込の簡素化、催し物内容等の案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただきますこととなります。なお、お客様の個人データの開示、訂正・削除のご案内窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、株式会社ジエムフォービーのホームページ（<http://www.jtbcorp.jp/privacy>）をご参照ください。
- (7) お客様は、旅行先でのお客様のお買ひ物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することとなります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗等に係る航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

## 29. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

## 30. その他

- (1) お客様が帰国、泊り案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の病状、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物焼失、忘れ物回収に伴う諸費用、旅行行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の準備を怠るた土産物店に案内することがあります。お客様に際しましては、お客様の準備で購入した商品、お客様の出発当日は土産物店、土産店、空港等でご確認ください。お客様ご自身で行ってください。ワザントンツアーや国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物もございますので、ご購入には充分ご注意ください。
- (3) 子ども代金は、旅行開始日当日を基準に満2才以上12才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2才未満で航空座席及び客室におけるベッドを専用では使用しない方に適用します。
- (4) 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはパンフレット表紙等に記載している発着空港を出発（集合）してから、当該空港に帰着（解散）するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所に集合してから、海外での解散地まで解散するまでとなります。
- (5) 日本国内の空港等から、本項5)の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- (6) 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお申込み、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。
- (7) 当社所定の申込書にお記入されたローマ字氏名をご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載される通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の手配替え、関係する機関への氏名訂正が必要となります。この場合、当社らは、お客様のご持参のパスポートと第14項のおお客様の持参のパスポートとを照合し、航空券の手配替え、関係する機関への氏名訂正が認められず、旅行契約を解除した場合はあります。この場合には第15項の当社所定の取消料をいただきます。

## 受託販売